

京都文化カプロジェクト2016-2020
公式ポスターコンテスト運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

京都文化カプロジェクト2016-2020公式ポスターコンテスト運営等業務

2 目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、京都を舞台に行われる文化と芸術の祭典「京都文化カプロジェクト2016-2020」（以下、「本プロジェクト」という。）について、国内外への周知及び情報発信を図るとともに、若者の参加を促し、とりわけ大学のまち・京都の若い力を本プロジェクトに活かしていくため、大学生を対象とした公式ポスターコンテストを開催する。

3 委託業務の内容

(1) 広報物の作成

ア チラシ作成 12,000部（A4 カラー両面刷り マットコート110kg）

イ ポスター作成 160部（B2 カラー刷り マットコート110kg）

※ 発注者において作成する募集要領に基づき、広報物を作成すること（募集要領案は希望者のみ提供）

※ チラシ及びポスターの作成数については、受託者決定後、必要数について、再度発注者と受託者で協議する場合がある。

(2) 広報物の発送、その他コンテストの周知

ア チラシ及びポスターの配送 200箇所（京都府内）（ポスターは折らずに筒で発送すること。）

イ 本プロジェクトWEBサイトへの掲載（掲載データ様式等は、本プロジェクトWEBサイト運営受託事業者と協議すること。）

※ チラシ及びポスター配送箇所については、受託者決定後、必要数について、再度発注者と受託者で協議する場合がある。

(3) 応募の受付（300件程度を想定）

ア 応募事務局の設置

- ・ 問合せ電話回線、受付住所の設置（京都府内に、6月中旬～5箇月間の間（平日午前9時～午後5時土・日・祝日は除く）事務局を設置し、公式ポスターコンテスト専用回線を設置すること。）
- ・ 問合せに対する電話、FAX及び書面での郵送対応
- ・ 応募の受付（応募書類の確認、過不足書類の対応（郵送返送等が必要な場合は費用を負担すること、ただし、応募については、応募者が費用を負担する）、応募書類の保管）
- ・ 応募者名簿の作成（応募フォームの情報を、エクセル形式で作成すること。）

(4) 審査会の運営（2時間程度、1回開催予定）

ア 審査会資料の作成（A3フルカラー両面80ページ（40枚）、印刷（審査員、事務局等5部程度）

イ 審査会の進行補助（当日までの事前打ち合わせ含む。）

ウ 会場選定、会場調整、会場費の支払い（茶菓代含む）（50千円）

エ 審査員謝礼の支払い（4名×50千円＝200千円（個人の場合、所得税等込）、振込手数料等は、別途負担すること。）

オ 会議録の作成（テープ起こし及び概要まとめ）

※ 審査会の日程調整、審査員への資料送付及び会議録確認は発注者において行う。

(5) 審査結果の通知, 発表

ア 入賞者あるいは入賞グループ代表者(計4名)への結果通知(ハガキ)

イ 本プロジェクトWEBサイトへの掲載(受賞作品を含めた記事を作成し, 原稿として提出)

※ 表彰式は別途委託する本プロジェクト推進フォーラム内で実施予定。

(6) その他

公式ポスターコンテスト募集要領(案)の提供を希望する場合は, 提出先である本委員会事務局にメールすること。(メール件名は, 「ポスターコンテスト資料提供依頼」とすること。)

<参考>コンテストのスケジュール(予定)

平成29年6月中旬 広報発表(広報物配布開始)

6月中旬~10月2日(月) ポスター募集

10月~11月 審査(審査会開催)

11月末~ 結果通知, 発表

平成30年2~3月 表彰式(本プロジェクト推進フォーラム内で実施予定)

4 契約期間

契約締結の日から平成29年12月31日(日)まで

5 成果品

(1) 広報チラシ及びポスター(紙媒体及びデータ)

(2) 応募者名簿及び応募書類

(3) 審査会資料(紙媒体及びデータ)

(4) 審査会会議録(紙媒体及びデータ)

(5) 実績報告書(紙媒体及びデータ) 7部(データは, CD-ROMで提出すること。)

※ 内容については, 予め発注者と調整し, 事業終了後, 速やかに提出すること。

6 その他留意事項

(1) 受託者は, 本業務の遂行にあたり, 関連法令及び本仕様書を遵守するとともに, 発注者の意図及び目的を十分に理解した上, 適正な人員を配置し, 正確に行うものとする。

(2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や, その他調整を要する事項については, 受託者と発注者が協議のうえ, 決定するものとする。

(3) 委託で得られた成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は, 発注者(京都文化力プロジェクト実行委員会)に帰属する。また, 受託者は成果品につき, 著作者人格権を行使しない。

(4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり, その他の目的に転用してはならない。

(5) 受託者が本業務によって発注者又は第三者に損害を与えたときは, 受託者が賠償の責任に任ずるものとする。

(6) 全体として, 本プロジェクトWEBサイト運営受託事業者と連携すること。